

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年11月14日

京都市選挙管理委員会委員長 村松 茂

京都市選挙管理委員会規程第2号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

別記第9号様式その1及びその2中「印」及び注を削り、同様式に注として次のように加える。

注1 この届は1通作成し、設置した区の選挙管理委員会へ提出してください。

2 推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付してください。

(1) 選挙事務所を設置することについて候補者の承諾を得たことを証する書面

(2) 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者であることを証する書面

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

4 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の2中「印」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の2の4中「印」を削り、備考2の次に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置

がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の3その1中「印」を削り、注3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の3その2及びその3中「印」を削り、「注」を「注1」に改め、注
1の次に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の4その1中「印」を削り、注3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の4その2及びその3中「印」を削り、「注」を「注1」に改め、注
1の次に次のように加える。

- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の5その1中「印」を削り、注4の次に次のように加える。

- 5 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の
提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置
がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の5その2及びその3中「印」を削り、注3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人

が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の7その1中「印」を削り、注4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第10号様式の7その2及びその3中「印」を削る。

別記第10号様式の8中「印」を削り、注4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

別記第10号様式の9中「印」を削り、注4中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記第10号様式の10その1中「印」を削り、注3の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の10その1（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第10号様式の10その2中「印」を削り、注2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の10その2（別紙）注2中「7円51銭」を「7円73銭」に、「5円2銭」を「5円18銭」に、「375,500円」を「386,500円」に改める。

別記第10号様式の10その3中「印」を削り、注2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提

出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第10号様式の10その3（別紙）注2中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記第25号様式及び第26号様式中「印」を削り、「注」を「注1」に改め、注1中「記載するものとする。」を「記載してください。」に改め、注1の次に次のように加える。

2 申請者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、申請者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第28号様式及び第29号様式中「印」を削る。

別記第33号様式中「印」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第34号様式中「印」を削る。

別記第35号様式中「印」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第40号様式中「印」を削り、備考2の次に次のように加える。

3 受領責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、受領責任者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第41号様式中「印」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第43号様式中「印」を削り、「責任者」を「代表者」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第44号様式その1中「印」及び注を削り、同様式に注として次のように加える。

注1 この届は2通作成し、市（区）選挙管理委員会へ提出してください。

2 推薦届出者が選挙事務所を設置したときは、次の書類を添付してください。

(1) 出納責任者を選任することについて候補者の承諾を得たことを証する書面

(2) 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者であることを証する書面

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

4 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第44号様式その2中「印」及び注を削り、同様式に注として次のように加える。

注1 この届は2通作成し、市（区）選挙管理委員会へ提出してください。

2 出納責任者の解任又は辞任による異動については、候補者の解任又は出納責任者の辞任の通知のあったことを証する書面（文書による通知の写し）を添付してください。

3 推薦届出者が出納責任者を解任し、又は後任者を選任したときは、次の書類を添付してください。

(1) 出納責任者を解任し、又は後任者を選任することについて候補者の承諾を得たことを証する書面

(2) 推薦届出者が2人以上あるときは、その代表者であることを証する書面

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

5 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名、記名押印その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(選挙管理委員会事務局)